

2025年4月入学生対象

東洋大学に入学するにあたっての入学手続（在留資格等）について

I. 共通事項

- （1）本学に入学する外国人学生（日本国以外の国籍を有する者）は2025年4月1日時点で「留学」または他の中長期在留資格を有していることが必要です。「短期滞在」の在留資格で本学に入学することはできません。入学取消しについては下記「II（1）」または「III（2）」の内容を必ず確認してください。
- （2）本学に入学を許可された外国人学生は、「留学」の在留資格を申請することができます（※）。
 - ※学部生の場合
 - ・第2部・イブニングコース（夜）に入学の外国人学生は、在留資格「留学」を取得することができません。
 - ・本学では2025年2月以降に実施する入学試験および大学入学共通テスト利用試験の受験者の代理申請は行いません。
 - ※大学院生の場合
 - ・経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻中小企業診断士登録養成コースに入学の外国人学生は、在留資格「留学」を取得することができません。
 - ・本学では2025年2月・3月に実施する入学試験の在留資格認定証明書の代理申請は行いません。
- （3）外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は、在留資格が「留学」の外国人学生が申請できるものです。日本に長期に滞在できる「留学」以外の在留資格でも入学・在学することはできますが、その場合は外国人留学生対象の授業料減免、奨学金受給等の制度は利用できません。外国人留学生対象の制度利用を希望する場合は、在留資格変更許可申請を行ってください。
- （4）本学への入学手続を完了した後に、やむを得ない理由により入学辞退を希望し、期日までに所定の手続により届出をした者には、入学金を除く納付金を返還します。
- （5）本学への入学にかかる手続として、各キャンパスで実施する事前手続、オリエンテーション、就学手続は必ず行ってください。なお、学部・研究科・専攻によっては、別途事前手続を行う場合がありますので、その際はその手続も必ず行ってください。
- （6）在留資格申請にかかる所定の手続、再申請、取消訴訟等により、授業を欠席する等に伴う不利益について、本学は一切の責任を負わないものとしますので、ご留意ください。

II. 有効な在留資格がある場合（日本に居住している方）

- ※「短期滞在」の在留資格では、大学に在籍することができません。入学前に中長期の在留資格を取得する必要がありますので、「III. 有効な在留資格がない場合」と同じ手続を行ってください。
- ※2月以降実施の入学試験において短期滞在ビザ等で受験した場合、在留資格の取得に時間を要するため、2025年4月1日までに「留学」の在留資格を取得することは困難です。

「留学」または他の中長期在留資格を有している場合においても、現在の在留資格期限に応じて在留期間更新申請または在留資格変更申請を行ってください。ただし、各学校修了（卒業）後、本学入学前までに3か月以上留学の活動を行わない期間がある場合は、「III. 有効な在留資格がない場合（日本に居住していない方）」と同じ手続を取ってください。

- （1）2025年4月1日時点で、「留学」または他の中長期在留資格を取得していない場合（「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」は除きます。）は、本学への入学許可は2025年3月31日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで入学金を除く納付金を返還します。
 - ※「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- （2）2025年4月1日時点で、「在留期間更新申請中」または「在留資格変更申請中」の場合で、2025年5月31日までに在留期間更新許可又は在留資格変更許可が確認できない場合は、本学が定める日付で除籍となります。この場合は、所定の手続を行うことで、入学金を除く納付金を返還します。
 - ※「在留期間更新申請中」、「在留資格変更申請中」には再申請又は取消訴訟にかかる期間を含みます。
- （3）入学前に「留学」の在留期間の更新をする必要がある場合、もしくは他の中長期在留資格から「留学」に在留資格の変更を希望する場合、東洋大学が出入国在留管理庁へオンライン申請を行います。現在の在留資格期限に応じて各自で手続を行ってください。

III. 有効な在留資格がない場合（日本に居住していない方）

本学に入学するには2025年4月1日時点で、「留学」もしくは他の中長期在留資格を有していることが必要です。手続に時間がかかる場合でも、2025年4月30日までに、在留資格認定証明書の交付およびビザ（査証）の発給を受けて来日し、本学に在留カードを提出し、所定の手続を完了させる必要があります。

- （1）在留資格認定証明書の代理申請について
 - ① 所定の入学手続が完了した時点で、本学指定の行政書士を通して出入国在留管理庁に対し「在留資格認定証明書交付」の代理申請を行うことができます。出入国在留管理庁による審査の後、「在留資格認定証明書」が交付されます。その後、本学指定の行政書士から本人に「在留資格認定証明書」を送付しますので、受領後ただちに自国または在住国の在外日本公館にてビザ（査証）の発給手続を行ってください。
 - ② 代理申請を行う場合の在留資格は「留学」です。
 - ③ 代理申請には「学費支弁能力証明書」が必要です。準備には時間を要する場合がありますため、あらかじめ十分な時間的余裕をもって準備をしてください。
 - ④ 本学で「在留資格認定証明書交付」の代理申請を希望する場合、過去の交付申請回数と交付になった回数を正しく申し出てください。また、提出した全ての書類および入力内容等に関して、虚偽の報告により不交付になった場合、大学での再申請は受付しません。
 - ⑤ 在留資格認定証明書については出入国在留管理庁が、ビザ（査証）取得については在住国の在外日本公館がそれぞれ審査を行います。不交付、不発給となった場合について、大学は一切責任を負いません。
なお、在留資格認定証明書不交付に伴う再申請の代理申請は行いません。
 - ⑥ 日本国内で在留資格「短期滞在」から「留学」に資格変更することは原則できません。必ず自国または在住国の在外日本公館よりビザ（査証）の発給を受けてから来日してください。
 - ⑦ 本学では2025年2月以降に実施する入学試験および大学入学共通テスト利用試験の受験者の代理申請は行いません。
- （2）2025年4月30日までに、在留カードの取得が確認できない場合は、再申請、取消訴訟等にかかる期間を含む一切の理由にかかわらず、本学への入学許可は2025年3月31日付けで取り消しとなります。この場合は、所定の手続を行うことで入学金を除く納付金を返還します。
- （3）2025年4月30日までに、在留カードを取得しているにもかかわらず、所定の手続を行わなかった場合は、2025年4月30日付けで除籍となります。この場合は、入学金および納付金（春学期分）は返還しません。

手続の方法等の詳細は、合格発表後「入学手続のしおり」でお知らせします。

2024年4月16日
東洋大学

●入学手続に関するお問い合わせ先

合格研究科	問い合わせ先	
文学、社会学、法学、経営学、経済学、国際学、国際観光学研究科	大学院教務課	mldaig@toyo.jp
理工学、総合情報学研究科	川越教学課	mlkdaigakuin@toyo.jp
生命科学、食環境科学研究科	朝霞事務課	mlfinkyomu@toyo.jp
情報連携学研究科	赤羽台事務課	ml-iniad-em@toyo.jp
社会福祉学、ライフデザイン学、健康スポーツ科学研究科	赤羽台事務課	mlags@toyo.jp

●在留資格、ビザ（査証）等に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	
東洋大学在留資格サポートオフィス	toyo-pugs@tugs.co.jp